

紛争解決条項のヒント

台湾での仲裁判断の執行を念頭に置いた仲裁条項

今月の紛争解決条項のヒントは、「台湾での仲裁判断の執行を念頭に置いた仲裁条項」についてです。JCAAには様々な仲裁に関する質問が寄せられますが、台湾は「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）」の締約国ではないので、日本でJCAA仲裁をしても、仲裁判断が台湾で承認・執行がされないのではないかとこの質問を受けることがあります。結論から言えば、問題はありません。

確かに、台湾はニューヨーク条約の加盟国ではないので、同条約に基づいて仲裁判断の承認・執行を求めることはできません。しかし、台湾企業との紛争を日本を仲裁地としてJCAA仲裁に付託し、その手続を経て下された仲裁判断は、中華民国仲裁法に基づいて、その承認・執行を求めることが可能です。同法は第7章（第47条～第51条）に外国仲裁判断の承認・執行の規定を設けており、そこに定められている要件はニューヨーク条約の定める要件とほぼ同じです。同条約により承認・執行がされる仲裁判断であれば、台湾において承認・執行されます。

実際に、東京を仲裁地として行われたJCAA仲裁の仲裁判断が台湾で執行された事例があります¹⁾。この事件では、日本企業が台湾企業に対し、ある製品の製造を委託し、それを購入するとの契約を締結したところ、納入された製品に瑕疵があり損害が生じたため、日本企業はその損害の賠償を台湾企業に求めました。数か月の仲裁手続の後、日本企業の請求がすべて認められる仲裁判断が出されました。台湾企業はこの仲裁判断を任意に履行しませんでした。日本企業は台湾の裁判所にその仲裁判断に基づく強制執行を求め、認められました。

なお、裁判によって紛争解決する場合には、台湾の国際法的地位が問題となります。日本は台湾を独立の国家としては承認していないため、訴状及び呼出上の送達について、国と国との間です外交上のルート（民事訴訟法108条）を使うことができません。したがって、日本での裁判の場合には、台湾の被告の住所が分かっている、公示送達（民事訴訟法第101条第1項第3号）によることになります²⁾。ところが、台湾の民事訴訟法第402条1項2号及び判例によれば、外国の裁判において公示送達が行われた場合には外国判決の承認要件を欠くとされているので（日本の民事訴訟法第118条第2号も同じ）、公示送達によって開始された日本の裁判の判決は台湾では承認・執行されないことになります。

このように、台湾企業との紛争解決について日本の裁判所で勝訴判決を得ても台湾での強制執行ができないおそれがあることは注意を要します。契約交渉において、せっかく東京地裁を指定する合意管轄条項を勝ち取っても、その判決が台湾では効力を認められずとすればかえって災いとなります。むしろ、台湾企業との契約においてはJCAA仲裁を定める紛争解決条項を規定する方が安全だろうと思われます。

1) 中村達也ほか「日本商事仲裁協会の仲裁判断が台湾の裁判所により承認された事例」JCAジャーナル52巻6号（2005年）2頁参照。

2) 民事訴訟規則第46条第2項後段の「外国においてすべき送達については、裁判所書記官は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。」との規定により、裁判実務上、被告の台湾での住所が分かっているれば通知をしているようですが、これは送達ではありません。